

強靱性の高いガス導管で供給を受ける避難所等に、「停電対応型ガスコージェネレーションシステム(停電対応CGS)」又は「停電対応型ガスヒートポンプエアコン(停電対応GHP)」の導入及び更新を行う事業者(法人)に対して、導入に係る経費の一部を補助します。〔総事業費:約8.7億円〕

■対象設備

停電対応CGS



※平時に排熱利用のないモノジェン設備及び増エネとなる設備は対象外

停電対応GHP



※停電対応CGSと組み合わせて、停電対応が可能なGHPも対象

■対象となる建物

(ア) 公共性の高い建物	a.	国や地方公共団体が定める防災計画において指定される建物 例: 指定避難所、指定避難場所、福祉避難所等
	b.	国や地方公共団体、社会福祉法人、医療法人及び学校法人が所有及び運営する建物 例: 市区町村役所・庁舎、消防署、警察署、公民館、老人福祉施設、病院、学校、児童福祉施設等
(イ) 災害時に避難所等として活用され、避難所としての機能が高い建物	a.	避難所、避難場所(屋内)
	b.	協定による避難場所(屋外)に併設された建物
	c.	帰宅困難者受入建物
	d.	災害時帰宅支援ステーション
	e.	一斉帰宅抑制事業者の建物
	f.	協定による物資提供を住民等に行う建物

(イ)の場合に必要な条件

■地方公共団体と協定(締結見込みを含む)もしくはそれに準じる取組があること。

■対象設備が停電対応CGSの場合、単機発電能力25kW以上であること。停電対応GHPのみの場合、室外機2台以上かつ合計冷房能力が112kW以上であること。

■停電時、対象設備から空調、照明、電気コンセントのうち2つ以上を避難スペースに供給すること。

■補助対象の範囲

経費の区分	内容
I. 設計費	補助事業の実施に必要な設備の導入の設計に要する経費。
II. 既存設備撤去費	補助事業の実施に必要な解体、運搬等に要する経費。ただし、廃棄物処理に要する費用を除く。
III. 新規設備機器費(含む計測装置)	補助事業の実施に必要な導入機器の購入等に要する経費。
IV. 新規設備設置工事費	補助事業の実施に必要な導入設備の設置に要する経費。
V. 敷地内ガス管敷設費	補助事業の実施に必要な敷地内ガス管の敷設に要する経費。

■補助率

補助対象経費の 3分の1 以内

■補助金上限額(1事業あたりの上限額、複数年の場合は合計額)

ガス供給方式	停電対応CGSの場合	停電対応GHPの場合
中圧ガス導管	2億4,000万円	6,600万円
耐震性を向上させた低圧ガス導管	6,000万円	

事業期間

◆令和9年2月26日までに事業完了

交付決定後に工事契約等を締結し、工事に着手すること。補助事業に係る全ての検収及び支払を完了すること。実績報告書を提出の上、確定検査に合格すること。

詳細はこちら



一般社団法人

都市ガス振興センター

<https://www.gasproc.or.jp>



〒105-0004
東京都港区新橋3-7-9
川辺ビル5階
☎03-6435-7692